

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>(分掌事務)</p> <p><u>第2条</u> <u>事務局</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務担当</u></p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>企画調整担当</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(職及び職務)</p> <p><u>第3条</u> 次表左欄に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務局長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総括監査監</u></td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>事務局</u>の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>企画調整担当</u> <u>監査監</u></td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>第2条</u>企画調整担当の分掌事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>事務局</u>の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>事務局</u>の特定事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	事務局長	[略]	<u>総括監査監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>事務局</u> の事務を掌理する。	<u>企画調整担当</u> <u>監査監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第2条</u> 企画調整担当の分掌事務を掌理する。	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>事務局</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>事務局</u> の特定事務を処理する。	<p>(課の設置)</p> <p><u>第2条</u> <u>事務局</u>に次の課を置く。</p> <p><u>監査第一課</u></p> <p><u>監査第二課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p><u>第3条</u> <u>監査第一課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>その他監査第二課の主管に属しないこと。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査第二課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(職及び職務)</p> <p><u>第4条</u> 次表左欄の区分に応じ、<u>同表中欄</u>に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>事務局</u></td> <td style="text-align: center;">事務局長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>課</u></td> <td style="text-align: center;"><u>総括課長</u></td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>課</u>の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">主任主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>課</u>の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、<u>課</u>の特定事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	職 務	<u>事務局</u>	事務局長	[略]	<u>課</u>	<u>総括課長</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>課</u> の事務を掌理する。		主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>課</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。		主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>課</u> の特定事務を処理する。
職	職 務																											
事務局長	[略]																											
<u>総括監査監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>事務局</u> の事務を掌理する。																											
<u>企画調整担当</u> <u>監査監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第2条</u> 企画調整担当の分掌事務を掌理する。																											
主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>事務局</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。																											
主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>事務局</u> の特定事務を処理する。																											
区 分	職	職 務																										
<u>事務局</u>	事務局長	[略]																										
<u>課</u>	<u>総括課長</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>課</u> の事務を掌理する。																										
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>課</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。																										
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>課</u> の特定事務を処理する。																										

2 前項に規定する職のほか、次表左欄に掲げる職を必要に応じ置くものとし、局付、主任、主任主事及び主事にあつては書記を、運転技士にあつては書記以外の者をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
局付	上司の命を受け、事務局の特定業務を処理する。
主任	[略]
主任主事、主事	[略]
運転技士	[略]

3 前2項に規定する職のほか、必要に応じ、事務局に次表左欄に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、 <u>事務局</u> の重要事項についての企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、 <u>事務局</u> の特定事項についての企画及び立案に参画する。

2 前項に規定する職のほか、次表左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じ置くものとし、局付、主任、主任主事及び主事にあつては書記を、運転技士にあつては書記以外の者をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
<u>事務局</u>	局付	上司の命を受け、事務局又は課の特定業務を処理する。
	主任	[略]
<u>課</u>	主任主事、主事	[略]
	運転技士	[略]

3 前2項に規定する職のほか、必要に応じ、課に次表左欄に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、 <u>課</u> の重要事項についての企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、 <u>課</u> の特定事項についての企画及び立案に参画する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。